



# 竹島

法と対話による解決を目指して

発行・日本国外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話 03-3580-3311 (代表)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>



2014年3月

外務省



# 竹島の領有権に関する 日本の一貫した立場

- 竹島は、歴史的事実にも照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。
- 韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。
- 日本は竹島の領有権をめぐる問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。

## ●竹島 DATA

日本海に浮かぶ竹島は、島根県隠岐の島町に属します。東島（女島）、西島（男島）の2つの島などからなり、総面積は約0.21km<sup>2</sup>です。各島は、海面からそびえ立つ火山島であり、植生や飲料水に乏しい環境です。

## contents

### Part 1 竹島問題の始まり

- サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱い …………… 2
- 韓国による「李承晩ライン」の設定と竹島の不法占拠 …………… 3
- 国際司法裁判所 (ICJ) への付託の提案 …………… 4

### Part 2 日本固有の領土、竹島

- 竹島の認知/竹島の領有 …………… 5
- 竹島の島根県編入 …………… 6

### Part 3 竹島をめぐる疑問に答えます

- Q.1 韓国側の古地図・古文獻には竹島のことは記載されているのですか? …………… 7
- Q.2 1905年の日本政府による竹島編入以前に、韓国側が竹島を領有していた証拠はあるのですか?
- Q.3 第二次世界大戦後、竹島は、連合軍司令部によって日本の領域から除外されたのですか? … 8

# Part 1 竹島問題の始まり

## サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱い

● 1951年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約は、日本による朝鮮の独立承認を規定するとともに、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定しました。

この部分に関する米英両国による草案内容を知った韓国は、同年7月、梁（ヤン）駐米韓国大使からアチソン米國務長官宛に書簡を提出しました。その内容は、「我が政府は、第2条a項の「放棄する」という語を「(日本国が) 朝鮮並びに済州島、巨文島、鬱陵島、独島及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を1945年8月9日に放棄したことを確認する。」に置き換えることを要望する。」というもので、つまりは「日本が放棄する地域として、竹島も加えてほしい」との要求です。

この韓国側の意見書に対し、米国は、同年8月、ラスク極東担当國務次官補から梁大使への書簡をもって次のとおり回答し、韓国側の主張を明確に否定しました。

「…合衆国政府は、1945年8月9日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を(サン

フランシスコ平和) 条約がとるべきだとは思わない。ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある。この島は、かつて朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない…」

このような経緯により、サンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域として「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」と規定されましたが、竹島はそこから意図的に除外されました。このように第二次世界大戦後の国際秩序を構築したサンフランシスコ平和条約において、竹島は日本の領土であることが確認されました。

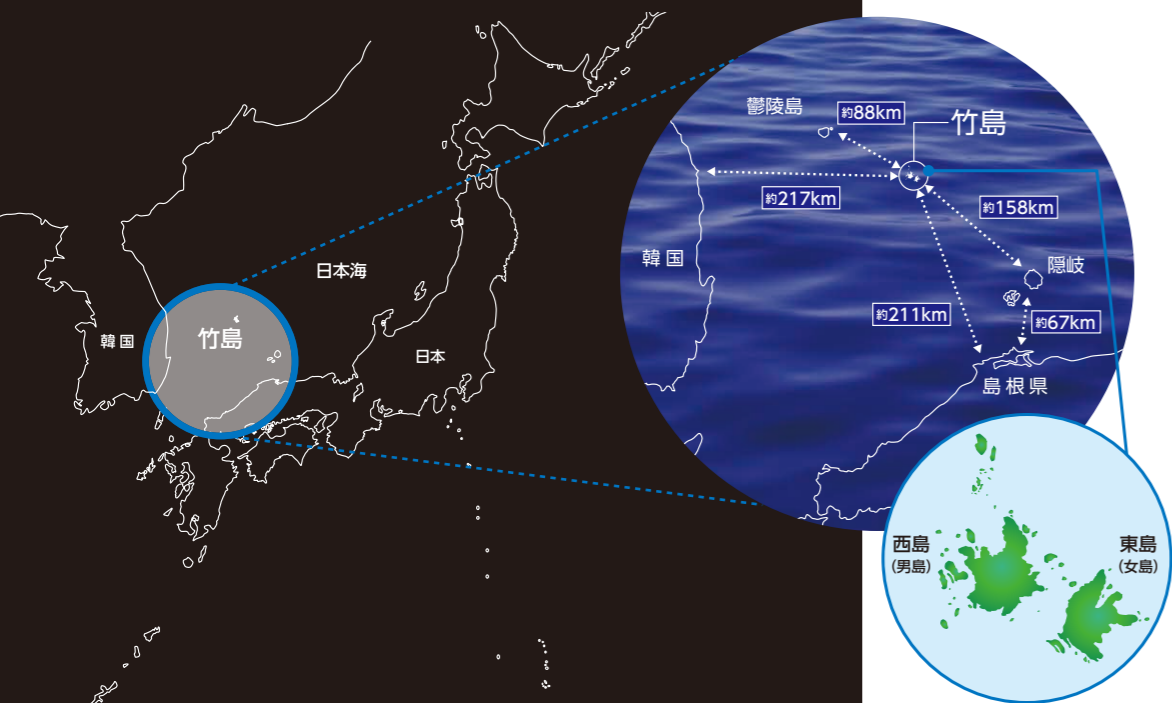
### キーワード解説

#### サンフランシスコ平和条約

サンフランシスコ平和条約とは、第二次世界大戦後、日本と連合国との間で結ばれた平和条約のこと。1951年9月8日、米国のサンフランシスコで講和会議が開かれ、日本と48か国によって署名されました。1952年4月28日、この条約の発効により、日本は主権を回復しました。

or final renunciation of sovereignty by Japan over the areas dealt with in the Declaration. As regards the island of Dokdo, otherwise known as Takeshima or Liancourt Rocks, this normally uninhabited rock formation 竹島 was according to our information never treated as part of Korea and, since about 1905, has been under the jurisdiction of the Oki Islands 日本の島根県隠岐島支庁の管轄下にある Branch Office of Shimane Prefecture of Japan. The island does not appear ever before to have been claimed by Korea. It is understood that 領有権の主張がなされたとは見られない。

韓国側の主張を明確に否定した、1951年8月の米国ラスク國務次官補(極東担当)発の書簡(写し)



表紙写真: 桑原史成



## 韓国による「李承晩ライン」の設定と竹島の不法占拠

●1952年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、ラインの内側の広大な水域での漁業管轄権を主張するとともに、そのライン内に竹島を取り込みました。その後、ライン内に出漁した日本漁船が韓国側に拿捕される事件が相次ぎ、日本側には死傷者も出ました。なお、同年7月には、日本政府と米国政府との協議機関である日米合同委員会によって竹島は米軍の爆撃訓練区域に指定されていますが、このことは、サンフランシスコ平和条約の発効による日本の主権回復後も、米国が、竹島を明確に日本領として公式に扱っていたことを示しています。

●1953年7月には、不法漁業に従事している韓国漁民に対し竹島から退去するよう要求した海上保安庁巡視船が、韓国官憲によって銃撃されるという事件も発生しました。

翌1954年6月、韓国内務部は韓国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを発表しました。同年8月には、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が同島から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島に駐留していることが確認されました。

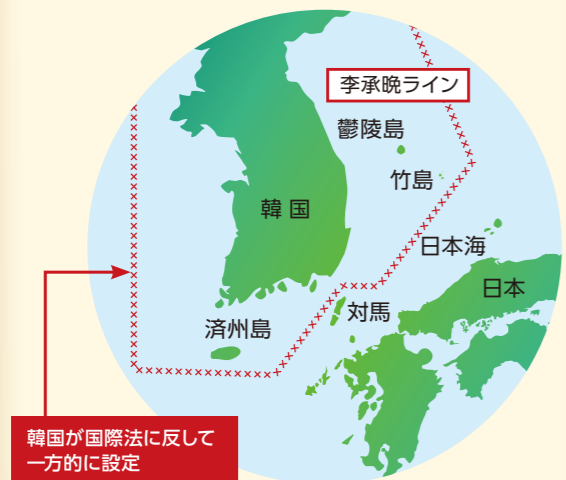
韓国側は、現在まで警備隊員を常駐させるとともに、宿舍や監視所、灯台、接岸施設等を設置するなど、不法占拠を続けています。

●韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。このような行為は、竹島の領有権をめぐる日本の立場に照らして決して容認できるものではなく、嚴重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めています。

### キーワード解説

#### 李承晩ライン

1952年1月18日、韓国の李承晩大統領の海洋主権宣言に基づき、韓国政府が一方的に日本海・東シナ海の公海上に国際法に反して設定したラインのこと。



韓国が国際法に反して一方的に設定



李承晩ラインで韓国軍艦に捕獲され、2か月余の抑留の後釈放された日本人漁民(1953年11月)(写真:読売新聞社)

## 国際司法裁判所(ICJ)への付託の提案

●日本は、韓国による「李承晩ライン」の設定以降、韓国側が行う竹島の領有権の主張、漁業従事、巡視船に対する射撃、構築物の設置などにつき、その都度嚴重な抗議を行ってきました。そして、この問題の平和的手段による解決を図るため、1954年9月、竹島の領有権問題を国際司法裁判所に付託することを韓国側に提案しましたが、同年10月、韓国はこの提案を拒否しました。また、1962年3月の日韓外相会談の際にも、本件を国際司法裁判所に付託することを提案しましたが、韓国はこれを受け入れませんでした。さらに、2012年8月の3度目の付託の提案も韓国は拒否しています。

●国際司法裁判所は、紛争の両当事者の裁判付託に関する同意があって初めて手続を開始するという仕組みになっています。したがって、仮に日本が一方的に提訴を行ったとしても、韓国が自主的に応じない限り国際司法裁判所の手続は開始されないこととなります。

●なお、1954年に韓国を訪問したヴァン・フリート米国大使の帰国報告には、米国は、竹島は日本領であると考えているが、本件を国際司法裁判所に付託するのが適当であるとの立場であり、この提案を韓国に非公式に行ったとの趣旨が記されています。

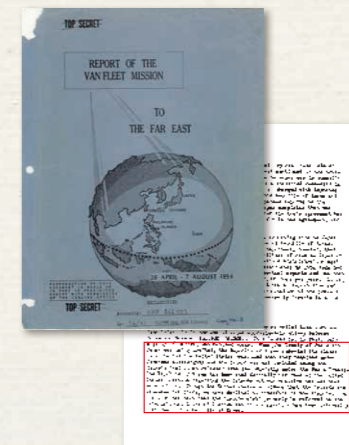
### キーワード解説

#### 国際司法裁判所(ICJ)

国際司法裁判所は国連の主要な司法機関であり、国家間の紛争を国際法に従って裁判し、総会、安全保障理事会、国連のその他の機関、及び専門機関で総会の許可を得るものは勧告的意見を要請することができます。裁判所に紛争を付託できるのは国家だけであり、個人や民間機関、国際機関には開放されていません。



国際司法裁判所(ICJ)のある、オランダ・ハーグの平和宮(写真:ANP/時事通信フォト)



米国は、竹島は日本領であると考えている

本件を国際司法裁判所に付託するのが適当であるとの立場であり、この提案を韓国に非公式に行った

a group of barren, uninhabited rocks. When the Treaty of Peace with Japan was being drafted, the Republic of Korea asserted its claims to Dokto but the United States concluded that they remained under Japanese sovereignty and the Island was not included among the Islands that Japan released from its ownership under the Peace Treaty. The Republic of Korea has been confidentially informed of the United States position regarding the islands but our position has not been made public. Though the United States considers that the islands are Japanese territory, we have declined to interfere in the dispute. Our position has been that the dispute might properly be referred to the International Court of Justice and this suggestion has been informally conveyed to the Republic of Korea.

ヴァン・フリート米国大使の帰国報告(写し)



# Part 2 日本固有の領土、竹島

## 竹島の認知

●現在の竹島は、日本ではかつて「松島」と呼ばれ、逆に鬱陵島が「竹島」や「磯竹島」と呼ばれていました。日本がこれら「竹島」と「松島」の存在を古くから承知していたことは各種の地図や文献からも確認できます。例えば、経緯線を投影した刊行日本図として最も代表的な長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」（1779年初版）のほか、鬱陵島と竹島を朝鮮半島と隠岐諸島との間に的確に記載している地図は多数存在します。

両家は、将軍家の葵の紋を打ち出した船印をたてて鬱陵島で漁猟に従事し、採取したあわびについては将軍家などに献上しており、いわば同島の独占的経営を幕府公認で行っていました。

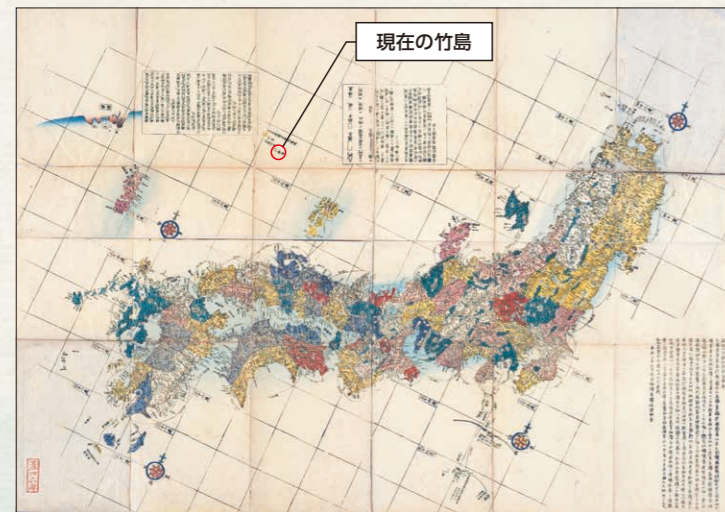
この間、隠岐から鬱陵島への道筋にある竹島は、航行の目標として、途中の船がかり（停泊地）として、また、あしかやあわびの漁獲の好地として自然に利用されるようになりました。こうして、日本は、遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます。

●なお、当時、幕府が鬱陵島や竹島を外国領であると認識していたのであれば、鎖国令を発して日本人の海外への渡航を禁止した1635年には、これらの島に対する渡海を禁じていたはずですが、そのような措置はなされませんでした。

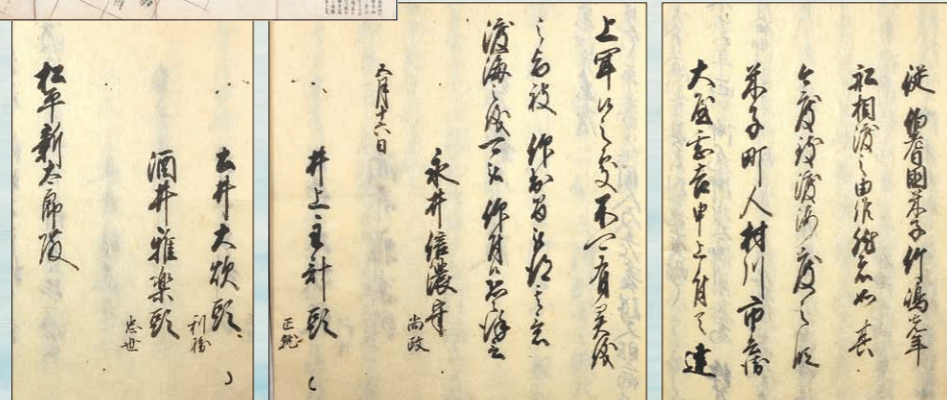
(注) 1625年との説もあります。

## 竹島の領有

●1618年、(注) 鳥取藩伯耆国米子の町人大谷甚吉、村川市兵衛は、幕府から鬱陵島（当時の日本名「竹島」）への渡海免許を受けました。これ以降、両家は交替で毎年1回鬱陵島に渡海し、あわびの採取、あしかの捕獲、樹木の伐採などに従事しました。



「改正日本輿地路程全図」（1846年）  
(写真提供: 明治大学図書館)



「渡海免許（写し）」（『竹島渡海由来記抜書』所収）  
(所蔵: 写真提供: 鳥取県立博物館)

## 竹島の島根県編入

●竹島においては、1900年代初期からあしか猟が本格化し、過当競争の状態となっていました。そのような中で、1904年、あしか猟の安定化を目的として、島根県隠岐島民の中井養三郎から竹島の貸し下げの申請が行われました。これを受けて政府は、1905年1月、閣議決定によって竹島を島根県に編入しました。

●また、島根県知事は、竹島が「島根県所属隠岐島司ノ所管」と定められたことを受け、竹島を官有地台帳に登録するとともに、あしかの捕獲を許可制としました。あしかの捕獲は、その後、1941年まで続けられました。

●島根県知事は、この閣議決定などに基づき、1905年2月、竹島が「竹島」と命名され隠岐島司の所管となった旨を告示するとともに、隠岐島庁に対してもこれを伝えました。なお、これらは当時の新聞にも掲載され広く一般に伝えられました。



1905年1月28日閣議決定  
(写真提供: アジア歴史資料センター/  
所蔵: 国立公文書館)



竹島では、日本の漁民によって漁が盛んに行われていた  
(1930年代頃) (写真: 個人所蔵(島根県竹島資料室提供))



1909年頃の竹島漁猟会社  
(写真: 川上健三「竹島の歴史地理学的研究」(古今書院)より)



# Part 3 竹島をめぐる疑問に答えます

## Q.1

韓国側の古地図・古文獻には竹島のことは記載されているのですか？

## A.1

いいえ、韓国側は、韓国の古地図・古文獻に記載されている「于山島」を、現在の竹島であると主張していますが、この主張には根拠がありません。

### 韓国側が「根拠」とする古地図について

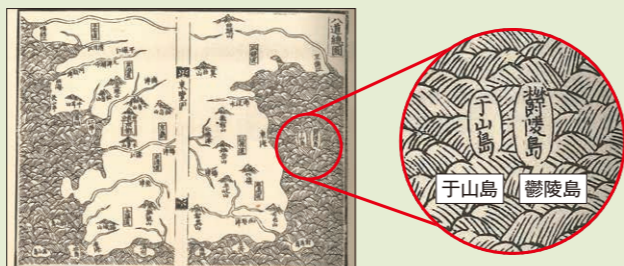
韓国側には、16世紀以来の朝鮮の地図に竹島が「于山島」として描かれているとの議論もありますが、これまでの朝鮮地図に見られる于山島は、いずれも竹島ではありません。

### 韓国側が「根拠」とする古文獻について

例えば、韓国側は、『世宗実録地理誌』（1454年）などの朝鮮の古文獻に、于山・鬱陵の2島が（蔚珍）県の東の海にあると記されており、この于山島が竹島だと主張しています。しかし、『世宗実録地理誌』は「新羅の時代には于山国と称した。鬱陵島とも云う。」、『新增東国輿地勝覧』（1531年）には「一説に、于山・鬱陵は本来1つの島である。」としており、これらの文献には、「于山島」に関しては何ら具体的に記述されていません。

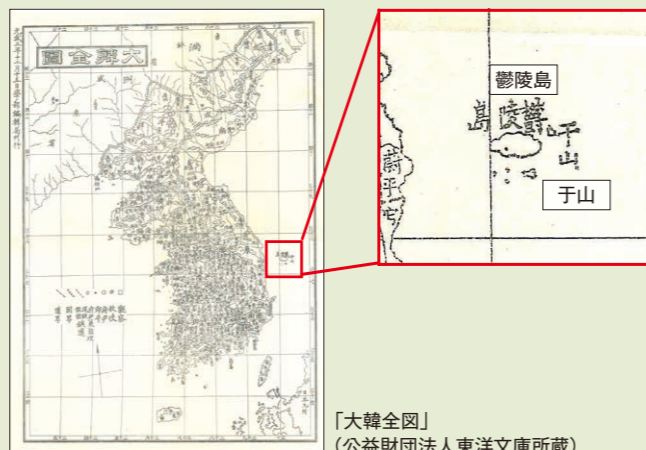
また、朝鮮の他の古文獻にある「于山島」の記述には、多数の人々が住み、大きな竹を産出するなど、竹島の実状に見合わないものがあり、むしろ鬱陵島を想起させるものとなっています。このように韓国側の古文獻には、于山島が現在の竹島であるという韓国の主張する根拠は見つかっていません。

『新增東国輿地勝覧』に添付された地図「八道総図」には、于山島は、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれ、さらには朝鮮半島と鬱陵島の間（鬱陵島の西側）に位置しており、これは鬱陵島を2島に描いたものか、または架空の島であって、鬱陵島のはるか東方に位置する竹島ではありません。



「八道総図」（『新增東国輿地勝覧』所収）（写し）

18世紀以降の朝鮮地図では鬱陵島の東側に于山島を描くものもあらわれます。1899年に出された「大韓全図」は、緯度経度が入った近代的な地図ですが、鬱陵島の直近の位置に、于山を書いています。この于山は現在の竹嶼（ちくしょ）と考えられ、現在の竹島ではありません。



「大韓全図」  
（公益財団法人東洋文庫所蔵）

## Q.2

1905年の日本政府による竹島編入以前に、韓国側が竹島を領有していた証拠はあるのですか？

## A.2

いいえ、韓国側からは竹島を領有していた具体的な証拠は示されていません。

### 詳細

Q&A1にもあるように、韓国側は、朝鮮の古文獻に名前が出てくる「于山（島）」が竹島のことであり、古くから自国の領土であったとしています。しかし、朝鮮の古地図や古文獻にある于山（島）は、鬱陵島の別名であるか、18世紀以降の地図に描かれた于山（島）のように鬱陵島の脇にある別の小島（竹嶼）であって、竹島ではありません。

また、韓国側は「大韓帝国勅令41号」（1900年）によって設置された、「鬱島郡」が管轄する地域を「鬱陵全島と竹島石島」と規定し、この「石島」が「独島」（竹島の韓国名）を指すと主張しています。

韓国側は、「いし（トル）」は韓国の方言で「トク」とも発音され、これを発音どおりに漢字に直せば「独島（トクト）」につながると主張していますが、「石島」が今日の竹島（「独島」）であるならば、なぜ勅令で「独島」が使われなかったのか、なぜ「石島」という島名が使われたのか、そもそも、なぜ韓国側が竹島の旧名称であると主張する「于山島」などの名称が使われなかったのかという疑問が生じます。

また、仮に勅令の石島が竹島を指すとしても、勅令の公布前後に大韓帝国が竹島を実効的に支配した事実を示す証拠は提示されておらず、韓国による領有権が確立していたとは認められません。

## Q.3

第二次世界大戦後、竹島は、連合軍司令部によって日本の領域から除外されたのですか？

## A.3

いいえ、違います。連合軍司令部には日本の領土を決定する権限はありませんでした。

### 詳細

韓国側は連合軍司令部覚書（SCAPIN）第677号及び同第1033号において竹島は日本の領域から除外されていると主張しています。しかしいずれの覚書においても「領土帰属の最終決定に関する連合軍側の政策を示すものと解釈してはならない」ことが明示的に規定されています。韓国側の説明ではこの点に全く触れていません。

このSCAPIN第677号第3項に「日本とは、日本四大島（北海道、本州、九州及び四国）及び約一千の隣接諸小島を含むものと規定される。（中略）また次の諸島を含まない」として、鬱陵島や済州島、伊豆諸島、小笠原群島のほか、竹島も列挙されました。

しかし、同第6項には、「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終決定に関する連合軍の政策を示すものと解釈してはならない」と明示的に規定しています（ポツダム宣言第8項：「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及び四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルルベシ」）。したがって、韓国側の主張は全く成り立ちません。